

件名	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	畜産課
根拠法令等	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号) 農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省令第69号) 愛媛県建築基準法施行条例(昭和35年愛媛県条例第21号)
<p>【改正の概要】</p> <p>農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第3号)の施行に伴い、本法における「畜舎等」の対象に畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等が追加されることから、必要な制限を付加するため、この条例を改正するものである。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第3項の規定に基づき、畜舎等と道路との関係に関して必要な制限を付加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超える畜舎等について、出入口のある壁面を道路境界線から1メートル以上後退させることを義務付け 	
施行日	令和5年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	